

作業別安全就業基準

作業別安全就業基準1（作業名 植木剪定）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<p>1 常に健康の維持管理に努める。</p> <p>2 安全第一に考え、安全就業に心掛ける。</p> <p>3 服装、履物は、作業に合ったものを着用する。</p> <p>(1)作業服は、袖口のしまったものを着用する</p> <p>(2)作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用する (地下足袋、運動靴等)</p> <p>(3)安全帽は、必ず着用する</p> <p>4 始業前に、準備体操を必ず行う。</p> <p>5 作業現場に着いたら、安全に視点を当て、周囲の状況を必ず点検する。</p> <p>6 作業環境は、常に整理整頓に心掛ける。</p> <p>7 重量物の運搬は、慎重に行う。</p> <p>8 道具類の使用は、正しい使用法をする。</p> <p>9 作業は基本的に複数人とし、共同作業では、合図、連絡を確実に行う。</p> <p>10 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付ける。</p>	安全帽 ヘルメット
三角梯子 使用作業	<p>1 三角梯子は、使用前に十分点検し、特に梯子の桟の腐食、固定状態、開き止めの装置等の点検をする。</p> <p>2 三角梯子は、丈夫な構造の物を使用する。</p> <p>3 三角梯子には、開き止めがついていること。</p> <p>4 三角梯子の設置は、三角梯子の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てる。 また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てる。</p> <p>5 三角梯子は、滑ったり傾いたりしないようにロープ等で固定し、開き止めを確実にかける。 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保する。</p> <p>6 三角梯子上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心が出ない範囲で行い、無理な姿勢で作業をしない。</p> <p>7 三角梯子を昇降する際は、手に道具等を持たない、また飛び降りない。</p> <p>8 作業中の三角梯子周辺には、鋏等の刃物類を放置しない。</p> <p>9 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行う。</p> <p>10 剪定作業中は、樹下での作業をしない。</p> <p>11 三角梯子の最上段に立たないこと。</p>	

梯子 使用 作業	<p>1 梯子は、幅 30 cm 以上の丈夫なものを使用する。</p> <p>2 梯子は、滑り止めのあるものを使用する。 滑り止めのない場合は、梯子の上方を縛るか、他の作業者に脚部を押させてもらう。</p> <p>3 梯子は、地面との角度が 75 度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は 60cm ぐらい上方に出ないようにする。</p> <p>4 梯子を昇降する際は、手に道具を持たない。また、飛び降りない。</p> <p>5 梯子上では、無理な姿勢で作業をしない。</p> <p>6 通路等での作業は、標識を設ける。</p> <p>7 樹木に梯子を立て掛ける際は、樹木の腐朽、弱枝や地盤の沈下等を確認する。</p> <p>8 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行う。</p> <p>9 剪定作業中は、樹下での作業はしない。</p>	
足場 使用 の作業	<p>1 三角梯子を利用して足場板を掛け渡すときは、三角梯子の設置間隔を 1.8m 以下とする。また、足場板の設置の高さは 2m 以下とする。</p> <p>2 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないようにする。</p> <p>3 足場板は、ゴムバンドで縛り、固定する。</p> <p>4 足場板は、作業床の幅が 40 cm 以上になるように 2 枚以上かけ渡す。</p> <p>5 足場板上では、無理な姿勢で作業をしない。</p> <p>6 足場として土壠や、ブロック壠の上等を間に合わせの足場に使用せず、梯子や三角梯子や踏み台等を用いる。</p>	
樹上での 作業	<p>1 地上より 2m 以上の樹上での作業をする場合は、安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶ。</p> <p>2 枝の折れやすい樹枝、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行う。</p> <p>3 枝につかまつたり、体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意する。</p> <p>4 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行う。</p> <p>5 剪定作業中は、樹下で作業をしない。</p> <p>6 枝を切る場合は直径 10 cm くらいの所を枝直径の 3 分の 1 程ノコギリで挽き目を入れ、挽き目より先端に向かって 5 cm の所を切り落とす。その後、残部を平らに切り落とす。 なお、この場合電線等に注意する。</p>	安全帯 安全帽
刈込み 作業	<p>1 共同で刈込み作業を行う時は、刃先に十分注意し、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業をしない。</p> <p>2 使用していない刈込みバサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにする。邪魔にならない所で、かつ目立つところに刃を下向きにして置く。</p>	
運搬作業	<p>1 運搬は、自分の体力の限界を見極め、正しい姿勢で行い特に腰部を痛めないように慎重に行う。</p> <p>2 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認する。</p> <p>3 トラックへの各種道具の積降ろしは、荷崩れのないように行う。</p>	

作業別安全就業基準 2 (作業名 塗装)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<p>1 常に健康の維持管理に努める。 特に、有機溶剤及び粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努める。</p> <p>2 安全第一に考え、安全就業に心掛ける。</p> <p>3 服装、履物は作業に合ったものを着用する。</p> <p>(1) 作業服 袖口は、締まったものを着用する 上着の裾は、いつもズボンの内にいれる 上着は、突起物や大きなボタン等のないものとする ズボンの裾は、いつも絞っておく</p> <p>(2) 作業靴 靴は履き慣れたもので、滑りにくいものを使用する また、底の厚いものを使用し踏み抜き捻挫を防ぐこと なお、屋根や丸太上での作業は、地下足袋又はこれに準ずる履物を使用する</p> <p>(3) 安全帽 安全帽は、正しく着用する</p> <p>4 仕事を始める前には、必ず準備体操をする。</p> <p>5 作業現場に着いたら、周囲の状況を安全面から確認する。</p> <p>6 作業環境は、常に整理整頓に心掛ける。</p> <p>7 工具類や機械は、正確、安全に取扱い作業する。</p> <p>8 引火性のもの等、危険物を使用するので、喫煙は作業場以外の場所で行う。 くわえタバコでの作業は絶対にしない。</p> <p>9 有機溶剤類の塗装には、特に換気に注意する。</p> <p>10 塗料、溶剤等が目の中に入った場合は、すみやかに洗眼し、眼科医にかかる。</p> <p>11 床面にこぼれた塗料及び溶剤等は、直ちに拭き取る。</p> <p>12 作業後は、必ず床面の清掃、後片付けを行う。</p>	防毒マスク 保護眼鏡
塗装作業	<p>1 被塗装物の中心に位置を取り安定した姿勢で作業をする。</p> <p>2 各種製品の塗込み順序に従って、作業をする。</p> <p>3 各種塗料を塗布するときは、通風に配慮し作業をする。</p> <p>4 必要に応じて換気する。</p> <p>5 塗装作業中は、特に火気に注意する。</p>	安全帽 ヘルメット
表面処理剥離作業	<p>1 表面処理剤、剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛け、長靴を着用する。</p> <p>2 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗う。</p> <p>3 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵眼鏡を着用する。</p>	防塵眼鏡 防塵マスク

高所作業	<p>1 作業床が固定されているか確認する。</p> <p>2 作業床上は、整理整頓して作業を行う。</p> <p>3 安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶ。</p> <p>4 高所作業に適する服装をする。</p> <p>5 作業中は、必要以外は話をしない。</p> <p>6 工具類を落とさないように注意する。</p> <p>7 高所作業をしている下では、作業を行わない。</p> <p>8 高さ 2m 以上の個所で墜落のおそれのあるところは、手摺り、柵、囲い等を設け、立入禁止にする。</p> <p>9 足場板は、きず、虫食い、死に節、ひび割れ、腐食等がない丈夫なものを使用する。</p> <p>10 丸太は、木皮が取り除いてあり、ふとさが十分あるものを使用する。</p> <p>11 三角梯子の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)丈夫な構造のものを使用する (2)安定した水平な床面で使用する (3)開き止めを確実にかけ、足場板を掛ける場合は 3 点支持にする (4)三角梯子の脚と水平面の角度が 75 度以下になるように設置する (5)飛び降りない (6)三角梯子上では、無理な姿勢で作業をしない <p>12 梯子の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)幅 30cm 以上の丈夫なものを使用する (2)滑り止めのあるものを使用する 滑り止めのない場合は、他の作業者に脚部を押さえてもらう (3)平面に対して 75 度に掛けることを原則とする (4)梯子上では、無理な姿勢で作業をしない (5)飛び降りない <p>13 安全帯の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)2m 以下の高所作業であって、作業床が設けられないときは安全帯を使用する (2)安全帯の支持点は、頭上になるように設けること (3)作業床が、幅 40cm 以下の場所では必ず使用する (4)作業床があっても、手摺りがない場所では使用する (5)安全ロープの長さは、できるだけ短くして使用する (6)安全帯は、いつもキチンと締める 	安全帯 安全帽
コンプレッサー	1 必ずベルトカバーを着け、移動するときは、電動機が停止後に行う。	

作業別安全就業基準3 (作業名 除草)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努める。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛ける。 3 服装、履物は、作業に合ったものを着用する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口の締まったものを選ぶ (2)作業靴は、底の厚いもので滑りにくいものを使用する (3)作業帽は、必ず着用する (4)手袋を必ず着用する 4 仕事を始める前には、必ず準備体操をする。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を安全面から確認する。 6 作業環境は、常に整理整頓に心掛ける。 7 斜面での作業は、滑りやすいのでスパイク靴を着用する。 8 重量物の運搬は、慎重に行う。 9 道具類の使用は、正しい使用法をする。 10 共同作業では、合図、連絡を正確に行う。 11 時間の作業は避ける。 12 雨天時の作業は避ける。 13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつける。 	
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日除け帽を必ず着用する。 2 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら仕事を行わない。 3 熱中症に注意し、十分水分を補給する。 	
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業現場の状況確認を十分行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1)ガラスの破片、釘などに注意する (2)蜂の巣やまむし、害虫等に注意する (3)作業場所によっては、保護眼鏡を着用する 2 鎌を使っての作業では、安全第一を心掛ける。 <ol style="list-style-type: none"> (1)腰を落とし、正しい姿勢で使用する (2)共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分に取り、刃先に注意する (3)使用していない鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにする 邪魔にならないところで、かつ目立つ所に刃を下向きにして置く 	保護眼鏡
刈払機作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として刃刈りとし、燃料は既定の容器を使用する。 2 使用前に必ず点検する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)ネジのゆるみはないか確かめる (2)作業内容に合った刃を着ける (3)刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用しない 3 安全ガード及び防護ネット等は必ず取りつける。 4 保護眼鏡を着用する。 5 作業前に周囲の障害物を周知、除去しておく。特に小石等 	保護眼鏡

刈払機 作業	<p>は十分注意する。</p> <p>6 作業中は、半径 10m 以内に他の人を近付けない。</p> <p>7 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。</p> <p>8 燃料等を使用するので、火気には十分注意する。</p> <p>9 運搬及び格納時には回転刃に保護カバーをつける。</p> <p>10 刈払機は、必ずエンジンを止めてから、掃除、給油、修理、点検等を行う。</p> <p>11 道路等の作業は、交通機関に充分配慮して作業をする。</p> <p>12 原則ヒモ(ナイロンコード)刈りは禁止とする。</p>	保護眼鏡
薬剤散布 作業	<p>1 使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、安全で適正な使用をする。</p> <p>2 散布にあたっては、保護眼鏡、ゴム手袋、保護マスクを使用し扱いには十分注意する。また、作業途中での喫煙は絶対にしない。</p> <p>3 散布に当たっては、風向きに十分注意する。</p> <p>4 散布に当たっては、作業現場に人を近付けないよう十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、家畜等にも配慮する。 特に住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行う。</p> <p>5 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては十分注意する。</p> <p>6 余った薬剤の処理には十分注意する。</p> <p>7 夏場の作業は、所定就業時間内でなるべく朝夕の涼しい時間に行う。</p> <p>8 作業後は、全身を石鹼でよく洗い、体の清潔とともに衣服も清潔なものにする。</p> <p>9 目まいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受ける。</p>	ゴム手袋 保護マスク 保護眼鏡
運搬作業	<p>1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行う。 特に、腰部を痛めないよう慎重に行う。</p> <p>2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認する。</p> <p>3 トラックでの荷物や道具等の積み降ろしは、荷崩れが起きないよう注意し、荷台での作業は、ヘルメットを着用する。</p>	

作業別安全就業基準 4 (作業名 ビル等清掃)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<p>1 常に健康の維持管理に努める。</p> <p>2 安全第一に考え、安全就業に心掛ける。</p> <p>3 服装は、常に衛生的に心掛け、汚れているものは洗濯して使用する。</p> <p>4 長いひも類、装飾品は、一切身につけない。</p> <p>5 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行う。</p> <p>6 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしない。</p> <p>7 洗剤などを使用する場合は、滑りやすくなるので、履物は、滑り止めのあるものを使用する。</p> <p>8 洗剤の調合作業等は、ゴム手袋を使用する。</p> <p>9 洗剤や薬品を使用する時は、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐ大量の水で洗い、眼科医にかかる。</p> <p>10 溶剤のガスは、なるべく吸い込まないようにする。場合によっては、保護具を着用する。</p> <p>11 作業中は、「清掃中」の看板を立てたり、「立入禁止」の表示や作業区域に縄を張るなどする。</p> <p>12 作業に使用した機械や資材は放置しないで、常に作業をしやすくするために整理整頓に心掛ける。</p> <p>13 重量物の取扱いは、特に慎重に行う。</p> <p>14 機械器具の故障その他異常の個所を発見したときは、無理して使用せず、発注者およびこの法人に連絡する。</p> <p>15 仕事の後は、必ず手や顔を洗う。</p> <p>16 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつける。</p>	ゴム手袋 保護マスク
床の清掃作業	<p>1 洗剤や床維持作業の液は、特に滑りやすいから、作業中は滑り止めの靴を履くか、滑り止めカバーを使用する。</p> <p>2 作業に当たっては、滑りやすくなっているので、急ぐときでも走らない。</p>	
窓ガラス洗浄作業	<p>1 ガラス部に手をついたりガラス部で身体を支えたりしない。</p> <p>2 窓などの開閉には、十分注意して作業を行う。</p> <p>3 無理な姿勢で作業をしない。</p>	
清掃用機械器具の使用作業	<p>1 電気機械の使用点検する。</p> <p>(1)濡れた手で取り扱わない</p> <p>(2)コードやプラグの傷んだものは使用しない</p> <p>(3)スイッチを切ったり入れたり、コンセントの差し込み引き抜きは、慎重に行う</p> <p>(4)故障している機械を無理に使用しない</p>	

高所作業	<p>1 高所作業中は、安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶ。</p> <p>2 踏み台や三角梯子は、不安定な場所に立てない。</p> <p>3 踏み台の上にさらに踏み台を重ねたり、三角梯子を立てたりして作業をしない。</p> <p>踏み台の代わりに回転椅子、折りたたみ椅子は絶対使用しない。</p> <p>4 資材や器具を上から落とさないように気をつける。</p> <p>5 三角梯子の使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)丈夫な構造のものを使用する (2)安定した水平な床面で使用する (3)開き止めを確実に掛けてから使用する (4)飛び降りない (5)三角梯子上では、無理な姿勢で作業をしない <p>6 梯子の使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)幅 30cm 以上の丈夫なものを使用する (2)滑り止めのあるものを使用する (3)不安定な所に掛けない (4)滑る床の上に立てない (5)踏み台の上に立てない (6)立て掛ける角度を床面に対して 75 度にする (7)安定を確かめてから登る (8)飛び降りない (9)梯子上では、無理な姿勢で作業をしない (10) 2 m 以上の作業では、下に補助者を置く 	安全帯 安全帽
------	---	------------

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。